

エコシステム花岡株式会社 松峰工場

I 浄化等処理施設

令和2年4月1日現在

1. 処理施設関係

(1) 企業名	エコシステム花岡株式会社
(2) 施設名称	松峰工場
(3) 施設の所在地	秋田県大館市花岡町字大森山下65番地1ほか
(4) 許可番号および許可取得年月日	第00510010102 令和2年4月1日
(5) 処理方法	浄化(抽出、不溶化)
(6) 処理能力	①-1抽出(洗浄処理) 4,800t/日 ①-2抽出(磁力選別) 2,400t/日 ②不溶化4,800t/日
(7) 処理前土壌の保管可能容量	18,039m ³
(8) 受入可能な汚染物質と汚染状態	カドミウム及びその化合物、六価クロム及びその化合物、シアン化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物 濃度の上限は無し

2. 処理実績

2-1. 年間処理実績

(単位:t)

		平成29年度	平成30年度	平成31年度
(1)受入量		35,873	61,552	69,162
(2)処理量 (浄化等処理分)		35,864	60,043	69,755
(3)処理後土壌の発生量				
①処理後土壌のうち、浄化確認調査を行った浄化等済土壌の販売等	販売(利用)量	1,454	32,197	28,294
	用途	販売・土木資材等	土木資材等	販売・土木資材等
②処理後土壌のうち、浄化確認調査を行っていない土壌の利用等	利用量	0	0	0
	用途	再使用なし	再使用なし	再使用なし
③処理後土壌のうち、汚染土壌として処理を再委託した土壌	再委託量	17,240	27,175	41,461
	再委託先	埋立処理施設	埋立処理施設	埋立処理施設
(4)処理前土壌保管量(年度末時点)		9	1,386	2,140
(5)処理後土壌保管量(年度末時点)	浄化等済土壌	842	744	623
	処理後土壌		229	913

2-2. 法対象と法対象外の内訳

		平成29年度	平成30年度	平成31年度
(1)法対象と法対象外の件数	法対象	7(件)	17(件)	12(件)
	法対象外	16(件)	24(件)	33(件)
(2)法対象と法対象外の受入量	法対象	9,093t	26,520t	5,884t
	法対象外	26,781t	35,394t	63,279t
(3)法対象外土壌において汚染土壌管理票を使用しないケースの有無		1. ある 2. ない(全案件で管理票使用)		
(4)上記で「1. ある」の場合、使用しない理由(事情)				
(5)法対象外土壌における浄化確認調査の実施頻度と方法	実施頻度	法対象土壌における実施頻度に準ずる。		
	調査方法	法対象土壌における調査方法に準ずる。		

注) 平成29年度:平成29年4月～平成30年3月

平成30年度:平成30年4月～平成31年3月

平成31年度:平成31年4月～令和2年3月

3. 技術的能力関係

(1) 統括管理責任者	1人	—
(2) 運転維持管理担当者	1人	—
(3) 大気関係公害防止担当者	2人	大気関係第1および2種公害防止管理者
(4) 水質関係公害防止担当者	4人	水質関係第1種公害防止管理者
(5) ダイオキシン類関係公害防止担当者	0人	

II 分別等処理施設

令和2年4月1日現在

1. 処理施設関係

(1) 企業名	エコシステム花岡株式会社
(2) 施設名称	松峰工場
(3) 施設の所在地	秋田県大館市花岡町字大森山下65番地1
(4) 許可番号および許可取得年月日	第00510010102 令和2年4月1日
(5) 処理方法	異物除去、含水率調整(H27年.4.1より)
(6) 処理能力	4,800t/日, 2400t/日(含水調整)
(7) 処理前土壌の保管容量	18,039m ³
(8) 処理後土壌の保管容量	18,039m ³
(9) 受入可能な汚染物質と汚染状態	カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物 濃度上限は無し

2. 処理実績

2-1. 年間処理実績

(単位:t)

	平成29年度	平成30年度	平成31年度
(1)受入量	0	0	0
(2)処理量 (浄化等処理分)	0	0	0
(3)処理後土壌の発生量	0	0	0
(4)処理前土壌保管量(年度末時点)	0	0	0
(5)処理後土壌保管量(年度末時点)	0	0	0

2-2. 法対象と法対象外の内訳

		平成29年度	平成30年度	平成31年度
(1)法対象と法対象外の件数	法対象	0(件)	0(件)	0(件)
	法対象外	0(件)	0(件)	0(件)
(2)法対象と法対象外の受入量	法対象	0t	0t	0t
	法対象外	0t	0t	0t
(3)法対象外土壌において汚染土壌管理票を使用しないケースの有無		1. ある 2. ない (全案件で管理票使用)		
(4)上記で「1. ある」の場合、使用しない理由(事情)				

注) 平成29年度:平成29年4月～平成30年3月

平成30年度:平成30年4月～平成31年3月

平成31年度:平成31年4月～令和2年3月

3. 技術的能力関係

(1) 統括管理責任者	1人	—
(2) 運転維持管理担当者	1人	—
(3) 大気関係公害防止担当者	2人	大気関係第1及び2種公害防止管理者
(4) 水質関係公害防止担当者	4人	水質関係第1種公害防止管理者
(5) ダイオキシン類関係公害防止担当者	0人	

VI その他

1. 都道府県等への処理状況報告

(1) 報告実施状況	<input checked="" type="radio"/> ① 全案件について報告している <input type="radio"/> ② 法対象案件のみ報告している <input type="radio"/> ③ 求められたときのみ報告している <input type="radio"/> ④ 報告はしていない
(2) 報告頻度	3ヶ月 <input type="text"/> に1回 または (<input type="text"/>)
(3) 報告の義務	<input checked="" type="radio"/> ① 報告の義務あり <input type="radio"/> ② 任意の報告